

<一般委託>

小原台小学校ほかプール管理業務委託 仕様書

小原台小学校ほかプール管理業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「業務仕様書」参照
2	履行期間	契約締結の日から令和元年8月27日まで
3	施行場所	神奈川県横須賀市小原台3-1・平作1-6-1・安針台3-1
4	業務内容	別紙「業務仕様書」参照
5	特記事項	なし
6	関係法規	なし
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)警備業の認定を受けていること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	環境政策部公園管理課 担当 前原 健志

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	・この業務を実施するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
----------------------------------	---

業務仕様書

- 1 業務目的 本業務は、横須賀市立小原台小学校、城北小学校、長浦小学校内のプールが、市民の健康増進・体力向上に資され、安全・安心かつ快適に利用できるようプール運営を行うものである。
- 2 履行場所 神奈川県横須賀市小原台3－1
神奈川県横須賀市平作1－6－1
神奈川県横須賀市安針台3－1
- 3 履行期間 契約締結の日から令和元年8月27日まで
- 4 一般事項
- (1) 管理施設
- 名称 横須賀市立小原台小学校プール
住所 神奈川県横須賀市小原台3－1
- 名称 横須賀市立城北小学校プール
住所 神奈川県横須賀市平作1－6－1
- 名称 横須賀市立長浦小学校プール
住所 神奈川県横須賀市安針台3－1
- (2) プール管理期間
令和元年7月20日から8月27日まで
プール開放期間
令和元年7月27日から8月25日まで
プールの開放時間
午前9時00分から午後4時00分まで
- (3) 人員配置
- 業務を総括する者として管理責任者を1人、管理責任者の補佐を行う者として、副管理責任者を1人定めること。適切かつ円滑な安全管理のために、表.1のとおり管理責任者・衛生管理者・監視員及び救護員等からなる管理体制を整えること。それぞれの業務、配置人員は表.2のとおりとし、
- ① すべての業務を管理責任者は兼ねることができる。
② 各担当は業務を兼ねることができる。

③ 監視員は利用者が安心してプールを利用できる様に、年齢層が偏らないように配置すること。

表.1 本業務を遂行するにあたり必要な資格などは下記のとおりです

種 別	内 容	資 格	摘 要
管理責任者	公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講し、これらの資格を有する者。	プール施設管理士	(公社) プールアメニティ協会
		水泳指導管理士	(公財) 日本体育施設協会
		※ 上記のうち、いずれかで可	
衛生管理者	公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し、これらの資格を有する者が望ましい。		
監視員	プール利用者の監視及び指導、事故発生時の救助活動。	① 警備業法上の研修を受けた者。 ② 監視、救助に関する資格を有する、又は受託者が教育・訓練をし、監視・救助ができる者を配置する。	
救護員	傷病者の応急救護を行う。	自治体の主催する普通救命講習、もしくは上級救命講習を受講したもの。	

表.2 各プールの人員配置については次のとおりです（本市基準）

人員配置		
開放・専用使用 (監視・場内清掃・場内巡視・ろ過機点検・運転)	7月20日～8月27日（管理期間） 7月27日～8月25日の（一般開放） 7月27日～8月25日のうち専用使用の日 ^{※3}	小原台小学校：常時4人以上 城北小学校：常時5人以上 長浦小学校：常時5人以上 (管理責任者含む)

※1 閉場時は管理業務のみ実施し、管理責任者1人が常駐すること。

※2 専用利用者が自ら監視業務を行う場合は、ろ過機点検・運転を実施すること。

※3 専用使用日は期間内に7日程度実施予定。

(4) 施設の運営

業務実施に当たっては、利用者に対し、危険のないよう充分注意し、作業中に一般来園者に被害を及ぼした場合は、受託者の責任において処理すること。また、常に火災、盗難、その他事故の発生予防に充分注意すること。

(5) 連絡方法

連絡に必要な携帯電話などの通信機器については、受託者の負担により所持すること。

緊急連絡網を作成し、提出すること

(6) 接遇

施設利用者との接遇に当たっては、親切・丁寧な応対を心がけ、トラブル防止に努める様、充分配慮すること。

5 管理運営業務

(1) 施設の運営に関すること

施設の運営については、国土交通省及び文部科学省が策定した「プールの安全標準指針」に基づくほか、公益社団法人日本プールアメニティ協会発行の「水泳プール総合ハンドブック」に基づき業務を行うこと。
施設ごとの特徴を捉え、適切に運営する事。

本書に記載がなく、疑義が生じた場合には、市と協議し、遺漏のない様、履行すること。

① 監視業務

- ・利用者が快適、安全に利用できるように盗難、火災等の事故防止、水面監視を行うこと。
- ・暴力行為及び迷惑行為を防止し、秩序を維持すること。
- ・「プール利用規則」「プール利用の約束」に基づき場内巡視（更衣室、ロッカーの盗難防止含む）、利用者案内、利用者指導を行うこと。
- ・城北小学校および長浦小学校はシャワー通路に死角があるため、シャワー操作兼任の監視員を配置すること。

② 救護業務

- ・緊急時対応マニュアルを整備すること。
- ・利用者救助と应急手当てを行うこと。
- ・医療機関等へ連絡すること。

③ 清掃業務

- ・施設を良好な状態で快適に利用していただくため、プール内（プー

ルサイドを含む) を常に清潔に保つこと。

④ 警備業務

- ・火災、盗難、侵入、破壊などの行為を防止すること。
- ・閉場時の施錠確認をすること。
- ・小原台小学校及び長浦小学校については、開放期間中、毎日1回以上、夜間の巡回を行うこと。実施する時間は18時から21時の間を想定しているが、詳細は小学校との協議により決定すること。
- ・城北小学校については、開放期間中、18時から21時の間に常駐し、プールを中心として夜間の巡回を行うこと。

⑤ 給排水口の点検

- ・プール内およびプールサイドにある給排水口は、毎日始業前に安全確認を行うこと。

⑥ 水質管理

- ・厚生労働省が通知する最新の「遊泳用プールの衛生基準」に基づき管理運営すること。

⑦ 水質検査

- ・8月に水質検査を実施すること。
- ・小学校で実施している水質検査の結果を踏まえ、施設管理に反映させること。

⑧ 記録及び報告

- ・日計表、管理日誌(別紙1)を作成し、毎日電子メールにて横須賀市に報告を行うこと。
- ・天候等によりプールの開場にふさわしくないと判断した場合はFAX等で横須賀市と協議すること。
- ・給水口の開閉を都度、記録すること。

⑨ 施設清掃

・事務室　日常清掃

- ・便所　簡易な清掃は常に行い、清潔にすること。

　　トイレットペーパー・消毒液補充作業(適宜)

　　トイレットペーパー・消毒液に関しては受託者で購入し、
補充すること

- ・水切り管(プールサイドL型溝)　排水を妨げる物の除去すること。
- ・その他施設の清掃を適切に実施すること。

⑪ 交通誘導業務

小学校利用者とプール利用者を明確に区別するため、校門からプール入口に誘導路（カラーコーンやロープを使用した簡易なもの）を設けること。

⑫ 災害等が発生した際の対応

- ・集中豪雨・台風・強風・大雨・大雪等の警報発令時等、またそれらの警報発令に至る恐れがある場合には警戒配備体制を設置すること。
- ・上記災害や地震・津波等の災害に備え対応マニュアルを作成しておき、災害時には利用者の安全確保を迅速に行うこと。
- ・災害等が発生し、市が施設をその対策のために使用することを決定した場合は、市の指示に従い当該災害等の対策に関する業務に協力すること。
- ・災害後、市に対して被害状況を報告すること。

⑬ 開放期間前準備・後片付け

- ・受託者は施設の開放期間前に馬堀海岸公園水泳プール（横須賀市馬堀海岸2丁目27番）よりプール関連備品を搬出し、小学校プール施設に搬入・設置すること。
- ・施設開放期間の終了後、速やかにプール関連備品を小学校プール施設から搬出し、馬堀海岸公園水泳プールに搬入し、整理整頓して片付けること。
- ・搬入、搬出の時期、方法については馬堀海岸公園水泳プール指定管理者及び小学校と協議し、決定すること。
- ・搬入、搬出に使用する自動車等は受託者が用意するものとし、小学校の敷地内への自動車の乗り入れについては、小学校の指示に従うこと。

⑭ 令和元年7月に専用使用日が決定する。専用使用日の場合も一般開放と同等の人員配置を行い、管理すること。ただし、専用利用者の都合により監視等を専用利用者自ら行う場合には、ろ過機点検、運転及び水質管理及び通常の管理業務のみ行うこと。

⑮ プール管理期間前に小学校より施設、水質などの引継ぎを受け、プール管理に反映すること。

⑯ プール管理期間後に小学校に施設、水質管理記録などの引継ぎを行うこと。

⑰ 幼児用プールを受託者で用意し、管理運営すること。

⑱ 過度な水の使用には十分留意すること。

(3) 施設及び設備の維持管理に関すること

① 設備業務

- ・設備機器の運転・維持管理
- ・設備機器の点検・保全

② 循環浄化装置点検・運用

- ・シーズン始め、終了時に循環浄化装置の点検を専門業者により実施し、市に報告すること。
- ・受託者は必要な消耗品、薬剤を用意すること。
- ・2日に一度程度の間隔で逆洗を行うこと。

小原台小学校

循環器機種・・・(株)共立「SANDFILTER」OP3L号

(鉄製タンク 直径1,600mm)

ろ過量・・・60t/h

塩素剤・・・トリクロロイソシアヌル酸（顆粒式）

城北小学校

循環器機種・・・(株)共立 OP-3号（タンク5Kフランジ）

1600φ×1000H S61/7月製

ろ過機・・・50～60t/h

塩素剤・・・トリクロロイソシアヌル酸（顆粒式）

長浦小学校

循環器機種・・・(株)共立 OP-3L号

1500φ×1200×2030H

ろ過機・・・60L/h

塩素剤・・・ハイライト90G（顆粒式）

(4) その他

- ① 施設利用者の声を積極的に聴取し、反映できるものは取り入れること。また、利用者や近隣住民からの苦情等に対応すること。
- ② 小学校にプールに関する苦情等の連絡がいかないようプールの連絡先を周知すると共に、小学校に苦情等の連絡があった場合は適切に引継ぎ、対応すること。
- ③ 光化学スモッグ発生時において利用者への周知及び避難誘導指示を行うこと。

- ④ プール施設内建築物や設備（プール本体、循環機、給水設備等）に、異常が発生した際に、一時的処理及び市への報告をすること。
- ⑤ 横須賀市からプール施設の管理運営並びに現況に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実な対応を行うこと。
- ⑥ 通勤用の駐車場はないので、必要がある場合は、受託者の費用負担により敷地外に確保すること。
- ⑦ プールのホームページを作成し、随時プール開放状況を更新すること。また、学校使用や専用使用のスケジュールをホームページに掲載すること。
- ⑧ 本市が主催・後援する場合など公的行事や大会等が開催される場合は、実施団体と協力し、支援・協力を積極的に行うこと。
- ⑨ AED本体は市が用意するが、AEDの保守・点検をすること。
- ⑩ 業務によって発生したゴミについては、受託者の責任で持ち帰ること。

6 協議

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関する疑義が生じた場合は、市と協議の上、対応すること。

別紙1

プール管理日誌
施設名：

プール水測定記録

	天候	気温	水温	残留塩素濃度			pH値			透明度
				1	2	3	1	2	3	
8:30										
10:00										
12:00										
14:00										

※pH値はプールの中央、端部の3箇所で測定する。

清掃状況

午前	午後

給水口の開閉時間

開	閉

閉場確認

閉場者名

日計表

利用者数

	大人	子供（小学生以下）
10:00		
12:00		
14:00		
閉場時		

別紙2

給水口開閉表（給水口の開閉時間を記録）

プール利用規則

1 開放等の期間

学校水泳プールの一般開放の期間は、原則として7月27日から8月25日とし使用時間は午前9時から午後4時とする。

ただし、学校による使用や専用使用の場合は、この限りではない。

2 休場基準

一般開放期間中における臨時の休場日若しくは時間は、次に掲げる日若しくは時間とする。ただし市長が理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 水温、気温が遊泳に適さない場合。
- (2) 強風警報、光化学スモッグ警報など遊泳に適さない気象条件となった場合。
- (3) 水槽内の水が汚染され、遊泳に適さない場合。
- (4) その他管理上支障があると認められる場合。

3 禁止行為

次に掲げる行為を禁止とする。ただし市長が理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) プールの利用及び安全な運営、管理の妨げとなる行為。
- (2) 他人が嫌がる行為。
- (3) 他人に危険を及ぼす又はプールの管理の妨げとなる着衣、物品、動物などを持ち込んだり身につけたりする行為。
- (4) その他管理上支障があると認められる行為。

4 プール利用の制限

次に掲げる者のプール施設への入場及び利用を禁止する。ただし市長が理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 小学生2年生以下の者。ただし、16歳以上の保護者が付く場合は、保護者1名につき2名まで利用することができる。
- (2) 介助が必要な障害者。ただし、16歳以上の介助者が付く場合は、介助者1名につき1名まで利用することができる。
- (3) 他者に疾病が感染する恐れのある者の利用。
- (4) 健康状態が水泳に不適当と認められる者の利用。
- (5) おむつのとれていない幼児の利用。
- (6) その他管理上支障があると認められる者。

5 専用使用

学校水泳プールを専用使用しようするときは、下記に掲げる事項に従って使用すること。

- (1) 必要な事項を記入して専用使用許可申請書を提出すること。
- (2) 講習会、研修会、教室等により使用者が自ら監視員、水泳指導者を配置する場合は、監視員2人に水泳指導員（15名に1名の割合）以上を配置すること。また、使用中の事故等は使用者側の責とする。
- (3) 次に掲げる専用はできない。
 - ① 成人を主とした団体による遊泳のための専用。ただし、講習会、研修会、教室等教育を目的とした場合はこの限りではない。
 - ② 営利を目的とした専用。
 - ③ 学校運営又はプール管理上支障があると認められる専用。

6 その他

- (1) プール利用者のための駐車場・駐輪場などのスペースはないため、自動車・自転車などにより来場しないこと。
- (2) ゴミ箱はないので発生したゴミ等は持ち帰ること。
- (3) プール用に設けられた出入口から入退場し、通路の途中から出入りしないこと。

7 利用の取り消し

プール利用者が次に掲げる場合は、その利用を取り消し、又は利用を中止させる。

- (1) 利用規約に違反するとき。
- (2) 利用許可の条件に違反するとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

8 原状回復

プール利用者は、その利用が終ったとき、又は前項の規定により利用許可が取り消された場合は、直ちにプール施設を現状に復さなければならない。

9 賠償責任等

- (1) 施設又は備品を故意又は重大な過失により破損又は亡失した者は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) プール施設を利用している者、利用している者どうし又は利用している者と第三者との間に生じた傷害その他の事故については、すべて当事者において処理し、市はその責めを負わない。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

プール専用使用許可申請書

令和 年 月 日

(あて先) 横須賀市長

住 所 _____

職 業 _____

連絡先 _____

氏 名 _____

小原台・城北・長浦(該当に○) 小学校プールの専用の許可を受けたいので申請します。

使用目的	
使用年月日	令和 年 月 日
使用時間	<input type="checkbox"/> 全 日 <input type="checkbox"/> 午 前 <input type="checkbox"/> 午 後
監視員	<input type="checkbox"/> 横須賀市で監視する <input type="checkbox"/> 専用利用者で監視する
その他必要な事項	

※ 飛び込み練習をするなど、利用規約外のことをする場合は「その他必要な事項」にご記入ください。

プール利用時の約束

2019年4月1日

横須賀市

1. 入場について

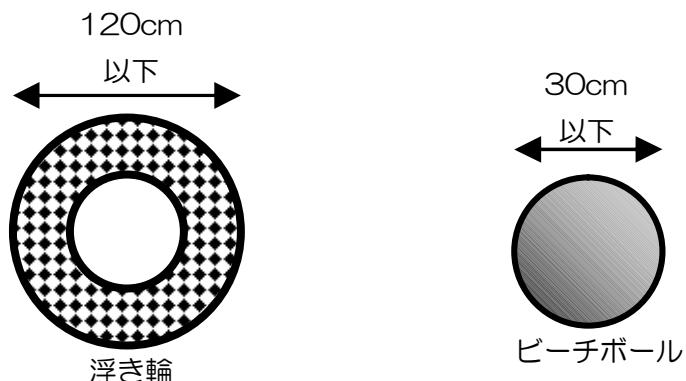
- ・入場するときは専用の通路を使い、通路の途中から入らない。
- ・近くの監視員に声をかけてから入場する。
- ・入場したら退場するまで食事はしない。
- ・子ども（小学校2年生以下）だけでプールサイドおよびプール内に入らない。（ただし、16歳以上の保護者が付く場合は2人まで入場できる）
- ・介助が必要な障害者は一人ではプールサイド及びプール内に入らない。（ただし、16歳以上の介助者が付く場合は1人まで入場できる）
- ・他の人に感染する病気がある時は入らない。
- ・門の鍵には触らない。
- ・靴は門の中にある靴置き場にそろえておく。（靴で入ることは禁止）
- ・酒気帯びで入らない。
- ・動物を連れて入らない。
- ・刺青・タトゥーは他の人に見えないようにする。

2. 更衣室利用

- ・衣服はロッカー内にしっかりと入れる。
- ・貴重品は鍵付のロッカーに入れる。
- ・更衣室の鍵はかけずに着替える。
- ・カメラ、ビデオ、貴重品や携帯電話は貴重品ロッカーに入れてプールに持ち込まない。
- ・万一、故障箇所があった場合には監視員に伝え、触れるなどしない。

3. プールサイド

- ・プールサイドは絶対に走らない。
- ・プールやプールサイドでは大きな声で騒がない。
- ・タオルやゴム付きタオルは足で踏まないよう手にしっかり持ち行動する。
- ・タオルやゴム付きタオルはプール周りの柵などにかけるようにする。
- ・水筒など水分補給に必要なものはプールサイドの邪魔にならないところに整理整頓して置くようとする。
- ・ガラス製品や陶器、精密機械（カメラや携帯電話、ゲーム機）など、割れたり落としたら危険な物は持ち込まない。
- ・持ち込んでいい遊具は浮き輪（直径 120cm 以下）とビーチボール（直径 30cm 以下）のみ。持ってくる時はしづかに状態で持ってくる。
- ・水泳補助具は使ってよい。



4. プールに入る時について

- ・準備運動を必ず行う。
- ・体調が悪い時は入らないようにし、もし体調が悪くなったらすぐにプールから出る。
- ・必ずシャワーを浴びてからプール内に入る。
- ・トイレに行った際には、シャワーを浴びなおしてからプール内に入る。
- ・必要に応じてプールサイドで水分補給をする。
- ・排水溝などに手や足を入れない。
- ・排（環）水口付近には近づかないこと。
- ・飛び込みは禁止。（座ってお腹を壁につけて入る。）
- ・潜水など危険な泳ぎ方はしない。
- ・水泳帽子は必ずかぶる。
- ・ミサンガ、ヘアピンなど装飾品を付けたままプール内に入るのは禁止。
- ・ラッシュガードは着用可である。（ただしフード、チャック付き、サイズオーバーの物はさける。）
- ・日焼け止めは塗らない。
- ・オムツのとれていない子どもは入らない。

5. その他

- ・シャワーの操作は大人が行う。いないときは監視員に声をかける。
- ・ポンプ室、倉庫に入らない。
- ・ビート板などの用具は触らない。
- ・利用者同士で問題が起きた時は当事者同士で解決すること。
- ・監視員の指示があった場合は、従うこと。